

地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえた入札参加資格  
条件の設定について

県内建設事業者の健全な育成・発展を図るため、県内建設事業者で施工が可能と見込まれる公共工事については、原則として県内建設事業者へ発注することとしています。今般、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

- 1 入札参加可能業者が20者未満となる場合であっても、県内建設事業者による施工が可能で、かつ、競争性が確保されると思われる工事については、当面、県内建設事業者（県内に工場を有する県外建設事業者を含む。）のみに限定して条件付き一般競争入札の入札参加資格条件を設定することとします。
- 2 対象工事  
単純な鋼構造物（鉄桁橋、水門等）等
- 3 本取扱いは平成21年4月15日から適用します。